

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

西会津町長 薄 友 喜

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西会津町縄沢地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 0 経営体

個人 3 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ “自分たちの農地は自分たちで守る”をモットーに、現在の地域内担い手から若手就農者、後継者へ技術の継承をし、確実に育成して次世代につなげる。
- ・ 水稻については、中心経営体に利用集積し機械の共同利用など低コスト化を図るとともに、他地区とも連携を図りながら規模拡大を図る。
- ・ 転作田を利用したミネラル栽培による付加価値のあるきゅうりづくりと、冬期間も営農可能な菌床栽培、さらに 6 次産業化により集落内の雇用創出や新規就農の促進を図り、人と農地の問題を解決していく。